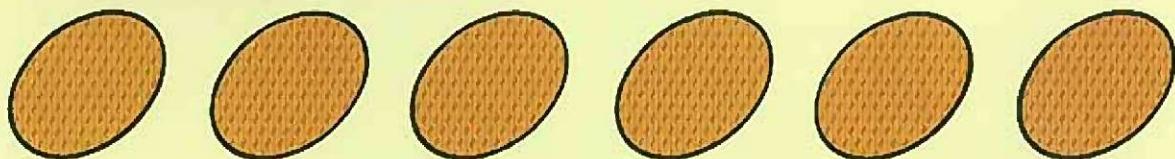
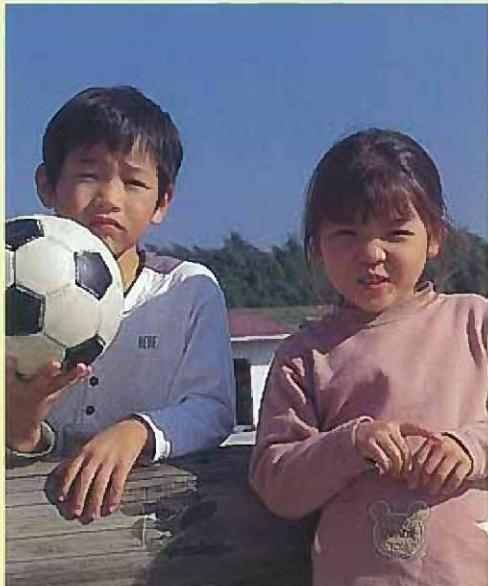


田中地区

まちづくりルール

緑あふれる、ゆとりと潤いのある
美しい街づくりをめざして



私たちで守る 「田中地区のまちづくりのルール」です。

田中地区は豊田市の玄関口である東名豊田インターの西側に位置する住宅地です。

当地区は区画整理事業により道路、公園および住宅地が整備されており、良好な住宅地としての環境を守っていくことが求められています。

そこで魅力あるまちづくりを実現するため、地区計画を定め、きめ細かなまちづくりを進めます。



1 敷地面積の最低限度

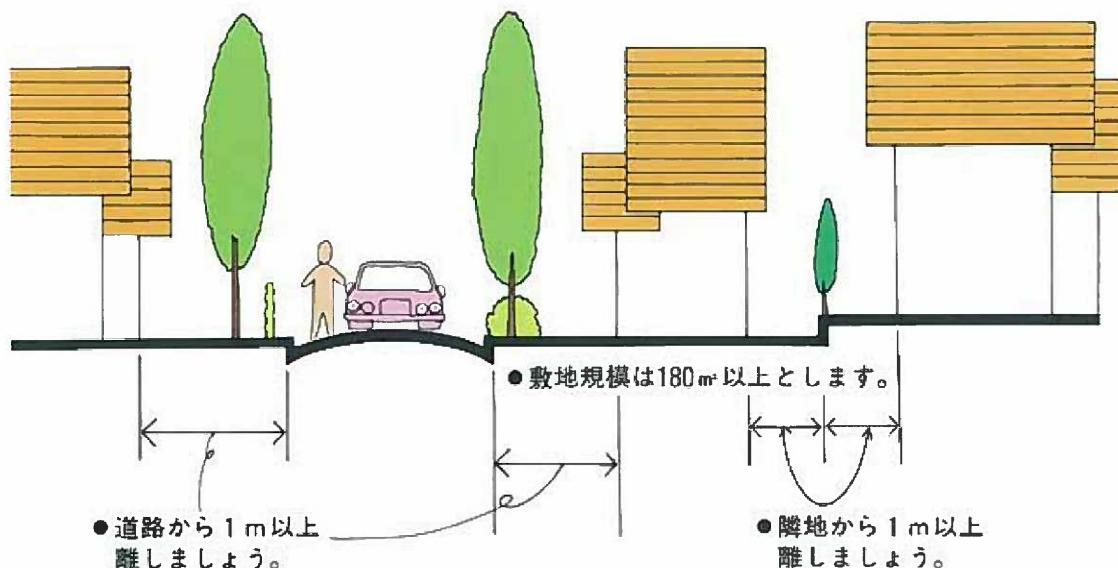
建て詰まりを避けてゆとりある居住環境を確保するため、敷地面積は180平方メートル（約55坪）以上にします。

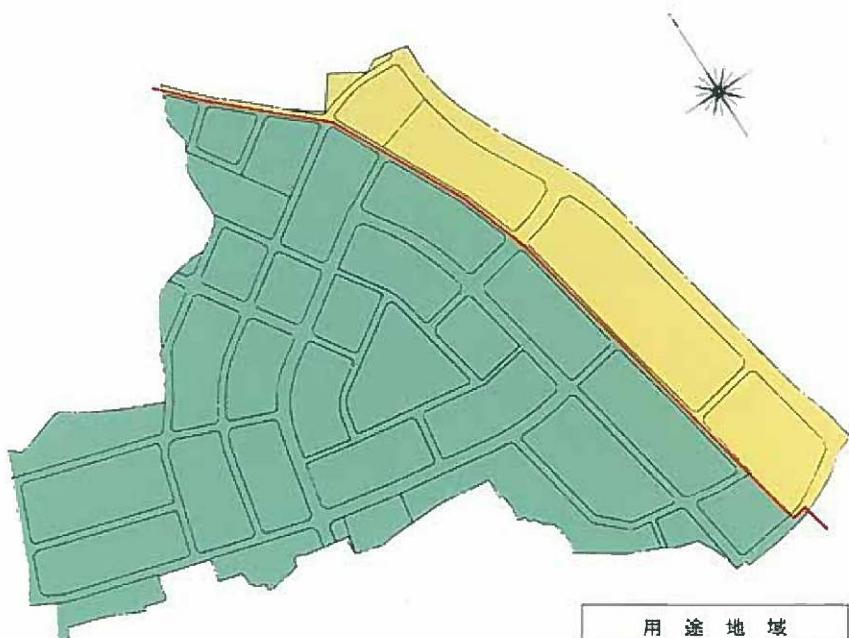
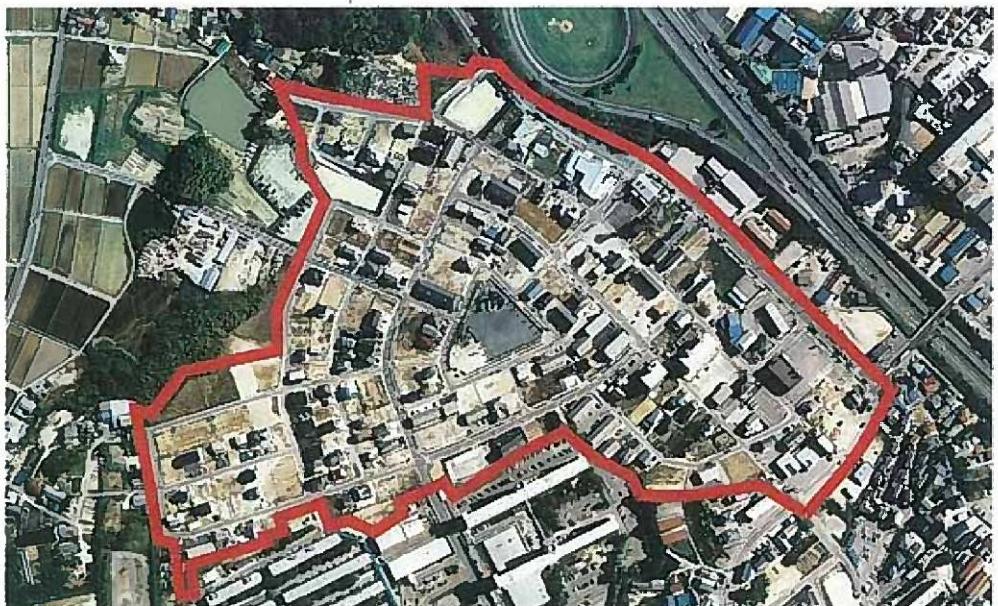
ただし、幅4m未満で、かつ、長さ5m以上の路地状部分は敷地面積に算入しない。

2 壁面の位置の制限

日照、通風、災害時の安全を図るため、建物の壁を敷地の境界線より1メートル以上離します。ただし、以下のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- ・物置、車庫等の附属建築物で、軒の高さが2.5m以下で、かつ、後退距離の限度に満たない部分の床面積が10m²以内のもの
- ・地盤面下に設けられている建築物の部分及び建築物の附属部分でテラス、出窓等
- ・建築物の敷地面積の最低限度に満たない敷地面積の外壁等から道路境界線以外の敷地境界線までの距離

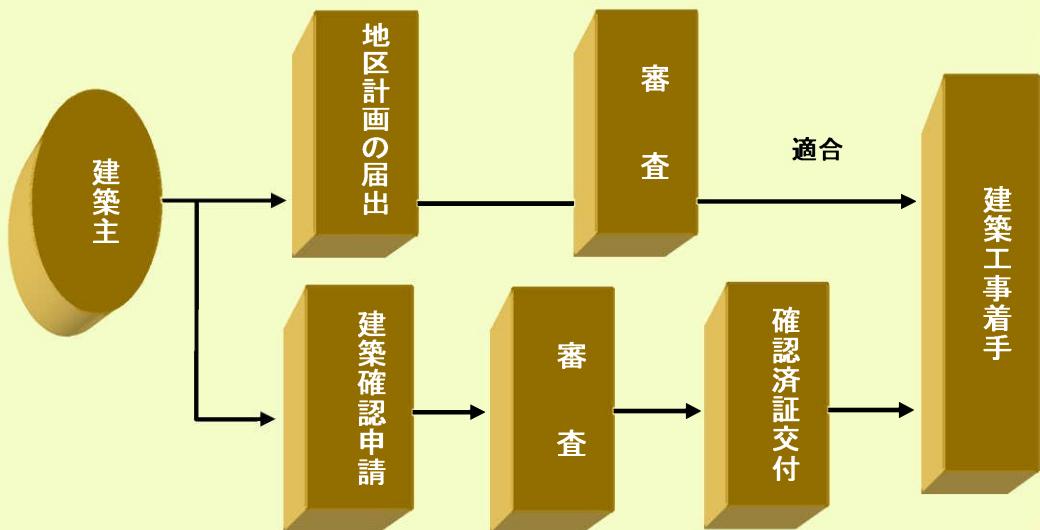




用途地域	地区計画
第1種住居地域	
第1種中高層住居専用地域	
建ぺい率	60%
容積率	200%

届出勧告制度 について

建築物の建築や開発行為などを行おうとする場合には、30日前までに、これらの計画について市に届出が必要となります。



まちづくりルールについての問い合わせは

豊田市役所 都市計画課 (34-6620)

まで